

# 標茶町子ども読書活動推進計画

平成28年度 ～ 平成32年度



標茶町教育委員会

## 目次

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 読書活動推進のための具体的な取り組み

- 1 家庭における読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - ① 教育メソッド事業の推進
  - ② おすすめ絵本リストの活用
  - ③ 広報の充実
- 2 図書館の読書活動推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - ① 環境づくり
  - ② 選書・収集・提供
  - ③ 利用者サービス
  - ④ 図書館行事の開催
  - ⑤ 学校との協力体制
  - ⑥ 保育園との協力体制
- 3 子どもの読書活動に関する普及啓発・・・・・・・・・・ 9
  - ① 読書に関する記念日に関連した事業・啓発広報の実施
  - ② 図書展示やベストリーダーなど読書意欲へつなげる情報の提供

#### 《資料》

- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 11

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

読書は、子どもの心とことばを豊かにして、そして「自ら学び、自ら考える力」を育てます。子どもは読書活動をとおして、想像力と感性を磨き、自分の考えや感情を伝えるためのことばを身につけます。このことばの獲得によって子どもは、幅広い知識を習得し、必要な情報を選択して、活用する能力を培うことができます。

この計画は、子どもが自主的に読書に向かうことができるよう配慮しながら、本と出会うための環境を整えることにより、将来を担う子どもたちに読書の楽しさを伝え、生きる力を育てることを目的とします。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動推進に関する法律」<sup>\*1</sup>（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく市町村子どもの読書活動推進計画として位置付け、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画<sup>\*2</sup>及び、北海道子どもの読書活動推進計画<sup>\*3</sup>を基本として策定されるものです。

---

#### 子どもの読書活動の推進に関する法律<sup>\*1</sup>

平成13年12月12日施行。都道府県および市町村が、子どもの読書活動推進計画を策定するよう務めなければならないと定めています。

#### 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画<sup>\*2</sup>

子どもの読書活動の推進に関する法律において、政府が策定しなければならないとされているもの。平成25年5月に3次計画が策定され、今後5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにしています。

#### 北海道子どもの読書活動推進計画<sup>\*3</sup>

平成25年3月に第3次計画が策定されている。「生きる力をはぐくむ北の読書プラン」

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

### 4 計画の目標

- (1) 子どもに読書の楽しさと大切さを伝えます。
- (2) 子どもが自主的に読書することができるように環境を整備します。
- (3) 保護者の方へ読書の意義について理解を求め、子どもの読書活動推進に協力してもらえよう啓発に努めます。
- (4) 図書館職員は正しい読書指導が行えるよう、知識・情報・技術の向上に努めます。

## 第2章 読書活動推進のための具体的な取り組み

### 1 家庭における読書活動の推進

子どもが幼い頃から、本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭において読書習慣をやしなうことが重要です。

そのためには子どもの身近なところに本があり、保護者から本を読んでもらったり、本を媒介とした共通の時間をもつことが必要です。

特に乳幼児期の親子のふれあいや、言葉かけ、読み聞かせなどは、その後の読書生活に大きな影響を与えます。

#### ◎現状と課題

保護者の方から「読み聞かせをしたいがやり方が分からない」「子どもにどんな本を与えればよいのか」という質問が寄せられます。

また、子どもが成長するにつれ、部活や習い事などで時間を取られ、ゆっくり読書する時間を確保するのが難しい現実もあります。

しかし、家族が本を通じてふれあい、読書をとおして語り合う環境を作ることとはとても重要です。

子どもが成長しても自発的に読書を行う環境を作ることや、家族が共に本を読みながら過ごす時間を持つことが課題となります。

標茶町では、赤ちゃんから本に親しむ習慣をもってもらうため、図書館と子育て支援センターが協力して「子育てメソッド」を行っています。

これは乳児健診時に赤ちゃん絵本のコーナーを設置して、図書館職員が読書相談を受けたり、リストを作成して絵本の紹介を行う取り組みです。

#### ◎今後の取り組み

読書を楽しむ環境づくりとともに、家庭での読み聞かせの大切さについて啓発していきます。特に、保護者が乳幼児と楽しい時間を持つための道具として絵本が活用されるようにはたらきかけます。

また、身近にいる大人が日ごろから本を読んだり、一緒に図書館へ出かけた

りするなど、子どもとともに読書を楽しもうとすることの重要性を啓発していきます。

そのためにおはなし会や図書案内などの情報提供を行ったり、絵本の選び方相談など保護者への手助けを行います。

#### ① 子育てメソッド事業の推進

平成22年度からふれあい交流センターで行う乳幼児健康診査の際に、保護者を対象に絵本の紹介や読み方、本を通して親子でふれ合う時間の大切さを伝えていきます。

この事業は、読書に親しむための第一歩としてとても効果的であるため、今後も継続し、いっそうの充実を図っていきます。

また、関係部署と連携を深め、この事業の効果を再確認しながら、子どもの読書活動に直結するように、事業の見直しを図っていきます。

#### ② おすすめ絵本リストの活用

子育てメソッドで配布している図書館選定の絵本リストに基づき、普段から図書館を利用してもらえるように、幼児絵本コーナーの充実を図っていきます。

#### ③ 広報の充実

家庭における子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が必要です。そのために家庭における読書の習慣化を促すよう、読み聞かせの簡易テキストなどを作成し、その重要性について啓発に努めます。



《子育てメソッド事業》

## 2 図書館の読書活動推進

子どもが読書の楽しさに気づくためには、身近なところで本と出会える環境が必要です。

図書館は、子どもにとっても保護者にとっても、自分の読みたい本をたくさんの中から自由に選び楽しめる場所です。

### ◎現状と課題

図書館を利用する目的は「面白い本と出会いたい」「分からない事を調べたい」「学習室で勉強したい」など、さまざまです。

図書館では子ども対象行事として、おはなし会や、人形劇、子ども工作教室などを行い、子どもと本・図書館を結びつける活動を行っています。

しかし、標茶小学校、標茶中学校を除く地理的に距離がある学校の子どもは保護者同伴でなくては来館が難しく、図書館バスでの利用に限られる子どもがほとんどで、上記の行事に参加できる子どもは多くありません。

図書の貸出し以外の面では、図書館の職員が学校に読み聞かせやブックトークに訪れ、本の世界を楽しんでもらっております。

### ◎今後の取り組み

地域の子どもや保護者の方々により身近に図書館を感じてもらえるよう、おはなし会や図書館行事の充実を図るとともに、本のリクエスト制度を周知してより一層の子どもの読書活動を推進していきます。

また、距離がある学校の子どもたちにはこれまで通り、図書館バスによる巡回や学校図書室への配本活動を引き続き行い、本と親しめる環境整備に努めます。

#### ① 環境づくり

子どもが本を好きになる、読みたくなるような図書館の読書環境づくりに努め、子どもたちが多くの本の中から目的の本を探ることができるように、図書の配置や案内、サイン表示などの工夫を行います。

\*特集コーナーの設置

\*配置案内図、サインの作成

\* 図書（特に絵本）の表紙がみえるように配置

\* ヤングアダルト・コーナー\*<sup>4</sup>の拡充

## ② 選書・収集・提供

魅力的な児童書架の構成に努め、読書への関心を深めていきます。また、子どもたちのニーズにあった図書の収集を行うために、日々選書の検討をくわえ、それらの情報を様々な手段で知らせます。

\* 新刊案内の発行

\* 壁面に新着絵本の表紙展示

\* ホームページなどを使った広報活動

## ③ 利用者サービス

子どもたちにとって読みたい本、調べたい本を探すのは非常に難しいものです。

職員はより多くのレファレンス事例、研修会などへの参加により、本の知識とアプローチの仕方を学び、読書相談に応じるなどサービス向上に努めます。

\* レファレンス\*<sup>5</sup>対応

\* 読書案内

\* 予約・リクエストサービス

---

### ヤングアダルト\*<sup>4</sup>

児童と成人の中間に位置する 10 代の利用者を、独特の配慮を必要とする層として意識して呼称するときに使う用語です。

### レファレンス\*<sup>5</sup>

適切な訳語がないため「参考業務」と訳される。図書館の利用者が学習・調査等のため必要な資料を求めた場合に、図書館員がその資料の検索、提供を行う業務。利用者と資料を結びつける業務です。



#### ④ 図書館行事の開催

図書館では、子どもと本を結びつける様々な事業を開催し、保護者にも広く読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供します。

また、ボランティアを支援し、行事内容の充実を図ります。

- \*おはなし会
- \*図書館まつり
- \*絵本作家講演会
- \*子ども工作教室

#### ⑤ 学校との協力体制

学校は、子どもの言語習得・発育段階に応じ、読書意欲や習慣を形成していく上で、最も重要な役割を担っています。

また、学習指導要領において、すべての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間<sup>\*6</sup>に共通する配慮事項として「児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されており、児童生徒の主体的な学習活動を支えるためにも、学校図書館と公共図書館の協力体制はますます重要性を増しています。

- \*図書館バスによる巡回
- \*学校への児童図書配本
- \*テーマ別図書の提供
- \*学校でのおはなし会、ブックトーク<sup>\*7</sup>の実施
- \*学童保育、児童館でのおはなし会の実施

---

#### 総合的な学習の時間<sup>\*6</sup>

各学校が、地域や児童生徒の実態に応じて、総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫をこらした教育活動を行うものです。

#### ブックトーク<sup>\*7</sup>

テーマを設定して、それに関係する本を紹介する活動。聞き手に紹介した本を読んでもみたいという気持ちにさせることが目的です。

## ⑥ 保育園・幼稚園との協力体制

幼児期の子どもは旺盛な好奇心と知識欲が高まる時期であり、子どもが読書に親しんでいくための基礎を形成する上で、特に重要と考えられます。

まだ字の読めない幼児期における読書活動は、読み聞かせを中心とした取り組みとなるため、日常的に子どもとふれ合う保育士の役割は大きなものがあります。

保育園の保育指針に基づき、保護者に対して絵本に触れさせる大切さ、必要さの理解を求めています。

さらに図書館バスを利用して、保育園において多くの本に出会えるような環境作りに努めます。

- \* 図書館バスによる巡回
- \* 保育士との情報交換
- \* 保育園でのおはなし会の実施
- \* 子ども映画会の実施



《学校での読み聞かせ～虹別小学校にて》

### 3 子どもの読書活動に関する普及啓発

子どもの読書活動を推進するには、様々な場や機会を活用して読書の大切さを啓発する必要があります。

子どもの読書に関連する記念日を中心に、子どもの読書活動の意義や重要性について啓発を行うとともに、関連事業に積極的に取り組みます。

#### ① 読書に関する記念日に関連した事業・啓発広報の実施

「子ども読書の日」（4月23日）は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において定められました。

その趣旨に沿ったさまざまな行事を、子ども読書週間や秋の読書週間を中心に開催します。

#### ☆子どもの読書活動に関連する記念日一覧

国際子ども本の日 <sup>*8</sup>	4月 2日
子ども読書の日 <sup>*9</sup>	4月23日
子ども読書週間 <sup>*10</sup>	4月23日～5月12日
文字・活字文化の日 <sup>*11</sup>	10月27日
読書週間 <sup>*12</sup>	10月27日～11月9日

#### ② 図書展示やベストリーダーなど読書意欲へつなげる情報の提供

展示スペースや掲示板などで、さまざま読書に関する情報を提供し、読書意欲を喚起していきます。

テーマに沿って関連図書を並べた図書展示は、個々の関心と読書の幅を広げていきます。

また、よく借りられている本などを紹介することは、読書の面白さを感じ始めている子どもを、本の世界に誘う有効な手段です。

そのため、定期的に人気本の把握を行い、館内にわかりやすく紹介するなどの工夫を行います。

#### **国際子ども本の日\*8**

1966年にイエラ・レップマン（ミュンヘン国際児童図書館創設者）が、子どもの本を通しての国際理解を深めるために、アンデルセンの誕生日である4月2日を「国際こども本の日」にしようと提案。これを受けてIBBY（国際児童図書評議会）が、翌年に制定しました。

#### **子ども読書の日\*9**

4月23日。ユネスコが制定した「世界本の日」であり、子どもの読書活動の推進に関する法律により、日本では「子ども読書の日」とされました。

#### **こどもの読書週間\*10**

読書週間と同じく公益社団法人読書推進運動協議会主催の4月23日～5月23日の2週間に行われるこども対象の読書推進の取組みです。

#### **文字・活字文化の日\*11**

10月27日。国民の間に広く文字・活字文化について関心と理解を得るため、文字・活字文化振興法により制定されました。

#### **読書週間\*12**

公益社団法人読書推進運動協議会主催の10月27日～11月9日の2週間に行われる読書推進の取組みです。

《資料》

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めると

ともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 標茶町子ども読書活動推進計画

発行年月日	平成28年5月
発行	標茶町教育委員会
編集	標茶町図書館
	〒088-2312
	北海道川上郡標茶町川上1丁目20番地
	TEL 015-485-2300 FAX 015-485-2609